

報道機関各位

令和6年7月10日
北九州市八幡西区役所

「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」 認定書交付式を行います

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っています。大人も子どもも頭部の保護が重要です。

今回、コムシティに入居する14の各事業者が一堂に会し、八幡西警察署長から「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」認定書の交付を受けます。

認定書交付式に引き続き、ヘルメット着用推進に関する研修会を開催します。

- 1 開催日 7月17日(水) 10:00~
- 2 開催場所 八幡西区役所(コムシティ5階)509会議室
※コムシティの駐車場に止めてください(駐車券をお持ちください)
- 3 主催者 八幡西区役所

宣言内容はこちら!!

4 宣言の内容

自転車ヘルメット着用推進宣言の内容は、以下の3点です。

- 1 業務・通勤において自転車を利用する際は、ヘルメットの着用を推進する。
- 2 職員の自転車乗車用ヘルメットの着用率100%を目指す。
- 3 職員に対し、ヘルメットの着用を始めとした交通安全教育を行う。

5 認定書受領団体(14団体)

八幡西区役所、上津役出張所、八幡南出張所、西部市税事務所、債権管理室、西部整備事務所、保健所西部生活衛生課、八幡西生涯学習総合センター、市民活動サポートセンター、第2夜間・休日急患センター、八幡西区社会福祉協議会、子どもの館、西部障害者福祉会館、北九州国際交流協会

<お問い合わせ先>

八幡西区役所総務企画課

電話：093-642-0039

mail:nishi-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

担当：(課長)馬場、(係長)内村